

対馬市民ボランティア連絡協議会会則

(名称および目的)

第1条 この会は、「対馬市民ボランティア連絡協議会」(以下「本会」という。)と称し、対馬市内でボランティア・市民活動を行っている方々のネットワークをつくることにより、交流・学習を深め、お互いの活動の情報や課題を共有し、その課題解決に向け、共に協力し助け合いながら「誰もが住みやすい対馬^{しま}づくり」を推進することを目的とする。

(会 員)

第2条 本会は、本会の目的に賛同する者及び団体を会員として構成する。ただし、政治活動や宗教活動を目的とする団体等は除く。

(入会及び退会)

第3条 会員は、事務局への届出により入会及び退会することができる。

2 年会費を2年間未納した場合は、退会の申し出があったものとみなす。

3 会員として著しくふさわしくない行為を行った場合は、役員会の決議に基づき退会をもとめることができる。

(活 動)

第4条 本会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員相互の連携・交流活動

(2) 財源確保のためのフリーマーケット等の実施、財源確保のための調査・研究・企画

(3) 会員相互の情報交換、話題提供、課題検討、研修事業の実施

(4) 会員によるイベント・講座等の企画、実施

(5) ボランティア活動等の啓発普及に関する情報収集・情報提供

(6) 関係機関及び団体との連携、協働事業

(7) その他目的達成のために必要な活動

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 代 表 1名

(2) 副代表 1名

(3) 理 事 6名以内 (加入団体が60団体以上になった場合、約10団体に1名の割合で理事を増やすことができる)

(4) 監 事 2 名

2 役員は、会員の中から選出し、総会において承認する。ただし、監事については会員より 1 名、外部関係者より 1 名を選出する。

3 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

4 役員が欠けた場合における補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 必要に応じて、顧問を置くことができる。

(役員会)

第 6 条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

2 役員会は、必要に応じて代表が招集し、議長となる。

3 役員会において、次に掲げる内容を協議する。

(1) 総会提出議案に関すること

(2) 補助金、助成金の申請に関すること

(3) 会員によるイベント・講座の企画、実施に関すること

(4) その他役員会で必要と認めたこと

(総 会)

第 7 条 総会は代表の招集により、原則として年 1 回開催する。但し、代表または役員会の半数以上が必要と認めた場合は臨時に開催することができる。

2 総会は代表が招集し、出席者の中から議長を選出する。

3 次に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

(1) 事業計画及び予算の承認

(2) 事業報告及び決算の承認

(3) 会則の改廃に関すること

(4) 役員を選任に関すること

(5) その他本会の運営上必要な事項

4 総会は、会員の過半数の出席もしくは委任状の提出を持って成立する。

5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会 計)

第 8 条 本会の経費は、会費収入、助成金収入、補助金収入、活動参加費、その他寄付金等をもって充てる。

2 会計の年度は、4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとする。

3 単年度補助金以外の会計は、翌年度に繰り越すことができる。

(会 費)

第 9 条 本会の運営を行うために会費を納めなければならない。

2 会費は年額とし、団体会員は 1 団体 2, 0 0 0 円、個人会員は 1 人 1, 0 0 0

円とする。

(事務局)

第10条 事務局は、対馬市社会福祉協議会（対馬市豊玉町仁位94番地5）に置くこととする。

2 事務局は、次のことを行う。

- (1) 会員の連絡調整に関すること
- (2) 情報収集・情報提供に関すること
- (3) 会計に関すること

(その他)

第11条 この会則のほか、本会運営上必要な事項は別途定めることができる。

附 則

1. この会則は、平成21年3月20日から施行する。
2. 設立当初の役員の任期は、第5条の規定にかかわらず平成23年3月31日までとする。
3. 設立当初の会計年度は、第8条の規定にかかわらず平成21年3月20日から平成22年3月31日までとする。
4. 平成25年6月16日 一部改正